

(参考)

計量法施行規則第 90 条の 2 のただし書に基づく校正手法を定める公示（令和 6 年 6 月 7 日改正）について

改正内容： 計量法施行規則第 90 条第 1 項の区分 2 2 の下の項目「一」から光子線を除外するとともに、項目「十」を新設する。

規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分の呼称
二十二 中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度	一 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちエックス線の強度のものを（第十号に掲げるものを除く。）を、エックス線の強度の標準器との比較により校正する手法
	二 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちガンマ線の強度のものを、ガンマ線の強度の標準器との比較により校正する手法
	三 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうちベータ線の強度のものを、ベータ線の強度の標準器との比較により校正する手法
	四 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちエックス線又はガンマ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を、エックス線又はガンマ線の標準器との比較により校正する手法
	五 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうちアルファ線又はベータ線のもの（第六号に掲げるものを除く。）を、アルファ線又はベータ線の標準器との比較により校正する手法
	六 放射能、放射能面密度及び放射能濃度の計量器のうち放射性ガスのものを、放射性ガスの標準器との比較により校正する手法
	七 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、熱中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	八 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率のものを、速中性子の粒子フルエンス又は粒子フルエンス率の標準器との比較により校正する手法
	九 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量の計量器のうち中性子放出率のものを、中性子放出率の標準器との比較により校正する手法
	十 規則第九十条第一項第二十二号に掲げる量（放射能、放射能面密度及び放射能濃度を除く。）の計量器のうち高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度のものを、高エネルギー加速器で発生した光子線又は電子線の強度の標準器との比較により校正する手法